

改正後

改正前

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)
第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)
第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 証券会社が、本店その他の営業所を金融機関(銀行、信託会社

一 四 (略)

その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。)の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店と同一の建物に設置してその業務を営む場合において、顧客が当該証券会社を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

(新設)

六 証券会社が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合において、顧客が当該証券会社を他の者と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

五 証券会社が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合において、顧客が当該証券会社と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

七 (略)

六 (略)

八 (略)

七 (略)

(弊害防止措置)

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 七 (略)

一 七 (略)

八 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織(当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く。)を共有すること。

八 証券会社が、本店その他の営業所を、その親銀行等又は子銀行等からの独立を損なう態様で設置すること及びその親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織(当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く。)を共有すること。

九 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と共に顧客を訪問する際に、当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等と別の法人であることの開示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような行為を行うこと。

九 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と別の法人であることの開示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような業務(電気通信回線に接続している電子計算機を利用して営む業務を除く。)の運営を行うこと。

十 (略)

十 (略)

2 6 (略)

2 6 (略)